

関西広域連合職員の分限に関する条例

平成 22 年 12 月 4 日
関西広域連合条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 27 条第 2 項並びに第 28 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員の分限に関し必要な事項を定めるものとする。

(休職の事由)

第 2 条 職員が、法第 28 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合のほか、水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となった場合には、これを休職にすることができる。

(降任、免職及び休職の手続)

第 3 条 任命権者は、法第 28 条第 1 項第 1 号又は第 3 号の規定により職員の意に反する降任又は免職の処分をしようとする場合においては、関係者その他適当と認める者の意見を聴くなど、公正を期さなければならない。

2 任命権者は、法第 28 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職にする場合においては、医師 2 人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

3 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第 4 条 法第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に応じ、第 2 条の規定に該当する場合における休職の期間は必要に応じ、いずれも 3 年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第 28 条第 2 項第 2 号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは「法第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第 5 条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者は、休職の期間中、条例に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる給与も支給されない。

(失職の例外)

第 6 条 任命権者は、公務執行中の過失による事故または通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月2日条例第1号附則）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。